

佐世保工業高等専門学校公開講座講習料規程

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校公開講座講習料規程（昭和59年5月22日制定）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校学則第67条第2項の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校において実施する公開講座の講習料（以下「講習料」という。）について、必要な事項を定める。

(講習料)

第2条 講習料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則に定める額とする。

(徴収方法)

第3条 前条の講習料は、受講の申請を受理するときに徴収するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。